（建設住宅性能評価書の交付等）

第七条　（略）

2　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

一　建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は前条第五項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。

二～五　（略）

3～6　（略）

（評価の業務の実施基準）

第十五条　法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。

イ　（略）

ロ　新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

(1)　建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第五項の図書をもって行うこと。

(2)　（略）

ハ　（略）

二～五　（略）

（書類の保存）

第二十一条　法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　設計住宅性能評価　設計住宅性能評価申請書及びその添付図書

二　新築住宅に係る建設住宅性能評価　建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第五項の図書（住宅性能評価に要したものに限る。）並びに同条第七項に規定する検査報告書の写し

三　（略）

2・3　（略）

（国土交通大臣が行う講習の手数料の額）

第三十九条　法第三十条の国土交通省令で定める手数料の額は、九万九千六百円とする。

（型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項）

第四十四条　（略）

2　前項第五号の事項には、法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　（略）

二　申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項

イ～ル　（略）

ヲ　監査の対象、監査の時期、監査事項その他監査の実施の概要

三・四　（略）

3　（略）

（建設住宅性能評価書の交付等）

第七条　（略）

2　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

一　建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は第六条第四項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。

二～五　（略）

3～6　（略）

（評価の業務の実施基準）

第十五条　法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。

イ　（略）

ロ　新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

(1)　建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第四項の図書をもって行うこと。

(2)　（略）

ハ　（略）

二～五　（略）

（書類の保存）

第二十一条　法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　設計住宅性能評価　設計住宅性能評価申請書及びその添付図書

二　新築住宅に係る建設住宅性能評価　建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第四項の図書（住宅性能評価に要したものに限る。）並びに同条第五項に規定する検査報告書の写し

三　（略）

2・3　（略）

（国土交通大臣が行う講習の手数料の額）

第三十九条　法第三十条の国土交通省令で定める手数料の額は、九万六千二百円とする。

（型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項）

第四十四条　（略）

2　前項第五号の事項には、法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　（略）

二　申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項

イ～ル　（略）

（新設）

三・四　（略）

3　（略）